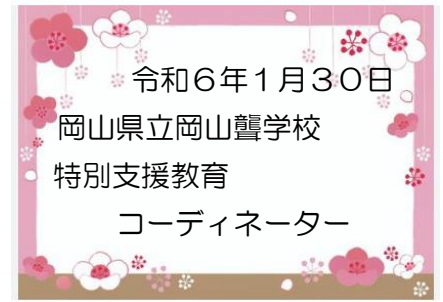




# れんけい



3学期が始まったと思えば、あと2ヶ月で今年度も終わりです。それぞれの学年では、進級、進学、就職に向けて準備を始める時期でもあります。そんな時は、新しい場所で上手くやっていけるかな、友達はできるかな、など多くの不安と期待でいっぱいだと思います。そんな時には、自分だけで抱え込まず誰かに話を聞いてもらうことも一つの方法です。今回は、スクールカウンセラーの山本先生から子育てのアドバイスをいただきました。参考にしてみてください。



## 子どもの権利条約 ～子育てに活かす～

スクールカウンセラー 山本雅子



子どもの権利条約は、世界中すべての子ども達がもつ権利を定め、大人にも子どもにも広く条約の内容を知らせるように定めています。子ども自身は、自分のもつ権利を知り学んでいくことが大切ですし、大人は子どもの権利を守っていく必要があります。子どもの権利条約を通して、子どもとの関わり方を点検することは、子育てで子どもとの関わり方を迷ったときの大きなヒントになるかもしれません。また、お子様と一緒に子どもの権利について考えてみるのも良いですね。

### 【条約の定める権利(抜粋)】



#### ○ 生きる権利(住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること)

第二十七条:子どもは、心やからだがすこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。

第二十四条:子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。



裏面へ続く

○ **育つ権利（勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること）**

第 三 条：子どもに関係のあることが決められ行われるときには、子どもに最もよいことは何かを第一に考えなければなりません。

第 十 七 条：子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。

第 三 十 一 条：子どもは休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。



○ **守られる権利（紛争、暴力、有害な労働などから守られること）**

第 二 条：子どもは、国のちがいや、性のちがひ、宗教のちがひ、心やからだに障がいがあるかないかなどによって差別されません。

第 十 九 条：どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。



○ **参加する権利（自由に意見を表したり団体をつくったりできること）**

第 十 二 条：子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。

第 十 三 条：子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。

第 十 四 条：思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。（参照：日本ユニセフ協会）

〈 スクールカウンセラー：山本先生 の来校日 〉



2月 8日（木）13:00～16:00

相談をご希望の際は、申し込み用紙に差し支えない範囲でご記入の上、2月5日（月）までに担任またはコーディネーター、部教頭、部主事へお渡しください。

----- 切り取り ✂ -----

〈 スクールカウンセラー：山本先生へ相談申し込み 〉

（ 部 ）（ 年 ） 幼児児童生徒 氏名（ ）

保護者（相談者）氏名（ ）

○希望時間をご記入ください。

○相談内容（記入可能な範囲で結構です。）

2月 8日（木）

（第 1 希望 ～ ）

（第 2 希望 ～ ）

○本校職員による手話通訳（ 要 ・ 不要 ）